

令和3年2月5日発信

令和2年度第4回理事会の開催結果などについて

I. 令和2年度第4回理事会の開催結果について

書面開催とした令和2年度第4回理事会については、「理事会の決議である事項」の下記の3件の提案事項に対して、令和3年1月29日までに理事及び監事の全員から文書により同意等の意思表示を得たので、一般社団法人北海道市場協会定款第34条第2項に基づき、提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなしました。

提案事項

- 職務の執行状況報告について
- 3月開催の会議及び5月開催の総会日程について
- せり人資格認定等取扱要領の改正について

なお、報告事項などは情報発信 No.33 でお知らせしました次の事項です。

- 令和2年1月から12月の道内卸売市場取扱実績について
- 令和3年卸売市場休開市日一覧について
- 農林水産省卸売市場関係予算について

また、中止しました新春役職員研修会について、ご講演いただく予定だった『北海道日本ハムファイターズ流 一流の組織であり続ける3つの原則』の講演題材となっている白井一幸様の著書をお送りしました。白井様からは、「時期を改めて皆様にお話する機会があれば」とのお話をいただいておりますので、今後検討したいと思います。

II. 3月開催の理事会等及び5月開催の総会等の日程について

当協会の令和3年3月開催の理事会等及び5月開催の定時総会等の日程は、次のとおりです。

◆令和3年3月18日(木)

- | | |
|----------------|---------|
| 令和2年度第3回正副会長会議 | 11時～12時 |
| 令和2年度第5回理事会 | 12時～13時 |

◆令和3年5月28日(金)

令和3年度第1回正副会長会議 11時～12時

令和3年度第1回理事会 12時～13時

令和3年度定時総会 13時～15時

会場 ホテル札幌ガーデンパレス

Ⅲ. せり人資格認定等取扱要領の改正について

協会のせり人資格認定等取扱要領を改正しました。

これは、改正卸売市場法の施行に伴い北海道地方卸売市場条例が廃止されて、せり人資格認定等取扱要領で条例条文を引用している規定の見直しが必要になったことから、こうした部分を含め全般に渡り見直し、特に、受験資格の業務経験3年と見習いせり人1年で、せり人になるまで4年でしたが、業務経験を1年短縮して資格取得まで3年とするなどの改正をしました。

なお、令和3年度のせり人資格認定については、6月下旬に学科試験の実施を予定し、3月中旬にご案内を送付する予定です。

昨年度は新型コロナウイルスの感染防止のため資格認定を中止したことから、受験申込されておりました方の受験確認も合わせて行うこととしています。

また、せり人学科試験の問題は、令和2年6月21日に施行された卸売市場法等からの出題となります。法や施行令、施行規則等は協会ホームページの卸売市場関係法令等に掲載していますので、受験される方はご活用ください。

Ⅳ. 北海道地方卸売市場事務取扱要領の改正について

北海道は、国の「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知を受けて、行政手続きの簡素化を図るため、申請書等の押印の廃止と一部文言修正を行うこととして、令和2年12月28日に北海道地方卸売市場事務取扱要領を改正しました。これにより、卸売市場の認定等の申請や届出、運営状況報告書や事業報告書に係る押印が不要になっています。

北海道地方卸売市場事務取扱要領は、協会ホームページの卸売市場関係法令等に掲載しています。

V. 新型コロナウイルスの感染予防対策の推進について

全国で新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、首都圏などの都府県に緊急事態宣言が発令され、道内においても集団感染を含め新規感染者の発生が続く中で、北海道は「警戒ステージ3」として、集中対策期間を延長して不要不急の外出や往来の自粛などの感染リスクを回避するための行動を求めています。

卸売市場の皆様には、農林水産省のホームページで公開されている「卸売市場における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」なども参考に、引き続き各施設の実情に応じた感染予防対策や従業員の感染予防・健康管理等の取組を推進していただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染予防対策や支援の情報などが、国や北海道のホームページで公開されています。

(農林水産省ホーム > 注目情報 新型コロナウイルスについて)

(内閣官房ホーム > 新型コロナウイルス感染症対策)

(厚生労働省ホーム > 新型コロナウイルス感染症について)

(北海道ホーム > 新型コロナウイルス感染症に関する情報)

せり人資格認定等取扱要領

地方卸売市場において行う卸売のせり人は、生鮮食料品等の適正な価格形成と円滑な流通に重要な役割を担うことから、せり売り等の売買取引の遂行に必要な経験及び能力を判定するため、一般社団法人北海道市場協会（以下「協会」とする）において本要領に基づき資格認定試験等を実施し、合格した者を認定して、せり人資格認定証書等を交付するとともに協会に登録する。

記

1 申請手続き等

協会認定のせり人資格を取得しようとするときは、原則、知事の認定を受けた地方卸売市場において、卸売の業務を行う卸売業者が、せり人資格認定申請書（別記様式1）に次の書類を添えて協会代表理事会長あて申請するものとする。

- ① 履歴書
- ② 戸籍抄本又は住民票
- ③ 誓約書（別記様式2）
- ④ 写真 3枚（横2.5cm×縦3cm、内1枚は履歴書貼付）

2 申請の欠格条件

次の事項に該当する前項の申請は受理しない。

- ① 認定時点で満20歳未満の者。
- ② 申請時点で当該卸売市場の業務に2年以上従事していない者。
- ③ 市場の仲卸業者若しくは買受人又はこれらの者の役員及び従業員。
- ④ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者。
- ⑤ 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者。

3 資格認定試験等

- ① 協会は第1項及び第2項によって申請され受理された者について、毎年度6月に関係諸法規その他必要な事項に関する学科試験を行う。
- ② 学科試験は、講習を実施の上で筆記試験を行うものとし、当該試験は北海道の指導のもと実施するものとする。
なお、筆記試験の合格基準点は70点とする。
- ③ ①及び②による学科試験合格者を見習いせり人とし、当該年度の7月～翌年

3月までを実地期間とし、現場実務の採点試験（所属の内申等調査）を行う。

- ④ 見習いせり人が現場業務に関し、せり行為その他の実務に従事する場合、卸売業者は担当せり人を定めてその指導教育を行うものとする。
- ⑤ ①及び②による学科試験合格者について毎年度2月に実地試験を行う。
- ⑥ 実地試験は、せり行為の実技（例題をもとにした模擬せり実施）採点試験を行うものとする。
- ⑦ 実地試験において当該年度の3月まで合格しない者は、翌年度の4月～3月まで再度実地試験を受験できる。この場合学科試験は免除される。

4 資格認定並びに登録等

- ① 前項③の現場実務の採点試験で適正とされ、前項④及び⑤の実地試験に合格した者をせり人として認定し、せり人資格認定書を交付するとともに協会に登録する。
- ② 協会認定せり人に対し協会はせり人認定証及び記章を交付する。
- ③ せり人資格認定証書並びにせり人認定証及び記章を紛失、破損したときの再交付は、当該せり人の所属の卸売業者からの再交付申請により行うものとする。

5 資格及び登録の取消

次の事項に該当した場合、協会代表理事会長はせり人資格の認定及び登録を取消す。

- ① 仲卸業者又は買受人と気脈を通じ不公平な処置をし、または談合その他不正な行為をしたとき。
- ② その職務を通じ委託者または仲卸業者及び買受人から金品その他の利益を収賄したとき。
- ③ 卸売市場法及び各市場の業務規程もしくは、これに基づいて行う指示命令に従わないとき。
- ④ その他せり人として職務の公正を欠く行為があると認められるとき。

6 せり人資格認定等手数料

せり人の資格認定試験の受験等せり人資格の認定・登録及びせり人資格認定証書等の再交付に係る手数料は別表1の額とする。

※ 附 則

- 1 この取扱要領は昭和42年から施行する。
- 2 この取扱要領は令和3年1月29日から施行する。

別表 1

せり人資格認定等手数料の額

せり人資格認定試験受験料	会 員	10,000円
	会員外	15,000円
せり人資格認定証書再交付	1枚	1,000円
せり人資格認定証再交付	1枚	1,000円
せり人記章再交付	1枚	1,000円

別記様式 1

せり人資格認定申請書

年 月 日

一般社団法人北海道市場協会
代表理事会長 角 谷 靖 様

住 所
卸売業者名
代表者名 印

下記の者について、一般社団法人北海道市場協会のせり人資格認定、登録を受けたいので、関係書類を添付し申請いたします。

記

申請者名 :

(関係書類添付)

事務連絡担当者名 :

連絡先 :

誓 約 書

年 月 日

一般社団法人北海道市場協会
代表理事会長 角 谷 靖 様

申請者

現住所

ふりがな

氏 名

生年月日

年 月 日生

㊟

私は、一般社団法人北海道市場協会せり人資格認定等取扱要領第2項のいずれにも該当していないこと並びに、協会登録せり人として卸売市場法及び業務規程を遵守して、誠実かつ公正に職務を遂行し、卸売市場の使命達成に努めるとともにその名誉を毀損する一切の行為をしないことを誓約いたします。